

いじめ防止等対策の取り組みについて

熊本高等専門学校(熊本)

	点検項目	令和7年度の実施に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	年度当初に全教職員に対していじめ防止・対策への協力依頼、いじめ防止対策に関する資料の通知を行った。	年度当初だけでなく、会議等でも「いじめ」について触れ、意識啓発を行った。	令和8年6月実施済
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	原則2か月に1回の定例開催とし、事案発生時は集中的に開催し、情報共有、対応方針を協議した。	引き続き定期的に開催する。	－
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	3月に動画視聴による研修を実施した。	引き続き定期的に開催する。	－
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	委員会の役割を明記しているいじめ防止等基本計画を教員会議やTeams等で全教職員に周知した。	引き続き周知する。	－
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	委員会で策定した年間計画を教員会議やTeams等で全教職員に周知した。	教員会議においても、いじめの未然防止や早期発見のための取組について周知した。	令和8年6月実施済
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	直ちに委員会に報告することを明記したいじめ防止対策マニュアルを元に教員会議やTeams等で全教職員に周知した。	引き続き周知する。	－
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	いじめ防止対策マニュアルに定めている。	引き続き周知する。	－
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようにしている	Teamsを利用して情報共有している。	引き続き積極的な情報共有を行う。	－
9	令和6年度の実施状況に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対応のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	年度末に令和7年度の実施状況を検証し、令和7年度の実施計画や取組を策定した。	引き続き年度末に点検を実施し、点検内容を踏まえた取組とする。	－
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	6月・11月のいじめ防止週間に合わせアンケートを、8月・2月に学生生活上のアンケートを実施し、その内容を教職員間で共有した。	引き続き定期的にアンケートを実施する。	－
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	SC、SSWを委員会の構成員としており、役割をいじめ防止対策マニュアルに明記している。また、SC、SSW、教職員間でTeamsを利用して情報を共有している。	引き続きTeamsを利用し情報共有を行う。	－
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	新入生研修において、SNSに関する講話やカウンセラー講話を実施し、いじめ防止の注意喚起を行った。また、熊本市出水南中学校田中慎一朗校長による「スマホの向こう側～時代に翻弄されない、創り手としての在り方～」という題目の研修を実施した。	いじめに関する研修（講話）を実施し、全員が受講可能となるよう授業録画システムを利用して全員が視聴できるようにする。	令和8年12月
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめ防止週間を年2回設定し、どのような行為がいじめになるかをTeamで説明を行い、担任からも学生に周知している。	引き続き、文字・口頭の両面から周知を行う。	－
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	いじめ防止週間を年2回設定し、学生への意識啓発を行っている。また、ピアサポートの取り組みを積極的に推進している。	引き続き啓発等を実施し、取り組みを推進する。	－
15	学校がいじめ防止の実施について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	HPにいじめ防止基本計画等を掲載すると共に、保護者アンケート実施の際に周知した。	引き続き周知を行う。	－
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	保護者への対応を委員会が行うことを明記したいじめ防止対策マニュアルに沿って行うこととしている。	引き続きマニュアルを遵守し対応する。	－
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和7年度運営諮問会議において、いじめ防止対策の内容説明及び令和7年度の認知状況報告を行い、意見を伺った。	引き続き運営諮問会議にて説明・報告を行い、意見を伺う。	令和8年11月
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができている。	いじめ防止対策マニュアルに明記している。	引き続きマニュアルを遵守し対応する。	－